

○埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令

平成 13 年 9 月 18 日

警察本部訓令 27 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令

(開示請求の受付)

第 1 条 埼玉県情報公開条例（平成 12 年埼玉県条例第 77 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定による公文書の開示請求の受付は、次の各号に掲げる所属に設置する窓口において行う。

- (1) 総務部文書課
- (2) 警察署（当該警察署の長が保有する公文書の開示請求に限る。）

2 開示請求の受付の日時は、埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第 3 号）第 1 条第 1 項各号に規定する県の休日を除く日の午前 9 時から午後 4 時 15 分までとする。

第 2 条 削除

(開示請求に対する決定に関する事項)

第 3 条 条例第 14 条第 1 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求めることができる開示の実施の方法
- (2) 前号の開示の実施の方法のうち、実施する開示の実施の方法
- (3) 第 1 条第 1 項に規定する所属に設置する窓口において開示を実施する場合は、開示を実施する日時及び場所
- (4) 写し、第 6 条第 1 号に規定する電磁的記録を印刷物として出力したもの又は同条第 2 号に規定する電磁的記録媒体に複製したものの送付の方法による開示を実施する場合は、その準備に要する期間及び写しの交付に要する費用を納付すべき旨

(第三者に通知する事項)

第 4 条 条例第 17 条第 1 項の規定による通知は、口頭又は書面により行うものとする。

2 条例第 17 条第 1 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (2) 開示請求があった日
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

第5条 条例第17条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (2) 開示請求があった日
- (3) 条例第17条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(電磁的記録の開示方法)

第6条 条例第18条第1項の実施機関が定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 電磁的記録（ビデオテープ、録音テープ及びこれらに類するものを除く。）を印刷物として出力したものの閲覧又は交付
- (2) 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧、聴取若しくは視聴又は複写したものの交付

(開示の実施の請求)

第7条 条例第18条第3項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

- 2 条例第18条第3項の実施機関が定める事項は、求める開示の実施の方法及び条例第14条第1項の規定による通知を受領した日とする。
- 3 条例第18条第3項の規定による申出は、求める開示の実施の方法が条例第14条第1項の書面に記載された第3条第2号に規定する実施する開示の実施の方法と異なるものでないときは、改めて行うことを要しない。

(再開示の申出)

第8条 条例第18条第5項の規定による再開示の申出は、書面により行わなければならない。

(開示の日時の変更)

第9条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、開示請求者が条例第14条第1項の規定により通知を受けた開示の日時について変更を申し出た場合において、正当な理由があると認めるときは、当該開示の日時を変更することができる。

- 2 前項の規定による変更後の開示の日時については、本部長が条例第14条第1項の規定により通知した開示の日から30日後の日までとする。
- 3 本部長は、第1項の規定により開示の日時を変更したときは、その旨を書面により開示請求者に通知するものとする。

(開示の中止等)

第10条 本部長は、条例第14条第1項の規定による開示の決定を受けたもので公文書の閲覧、聴取又は視聴をするものが、当該閲覧、聴取又は視聴に係る公文書を破損し、汚損し、又は改ざんする

おそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止又は禁止を命ずることができる。

(公文書の開示の申出に対する取扱い)

第11条 条例第21条第1項に規定する公文書の開示の申出（以下「開示の申出」という。）は、本部長に書面により行わなければならない。

2 本部長は、開示の申出に係る公文書の全部若しくは一部を開示することとしたとき、又は当該公文書の全部を開示しないこととしたときは、その旨を書面により当該申出を行ったもの（以下「開示申出者」という。）に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた開示申出者は、希望する開示の実施の方法を書面により本部長に申し出なければならない。

4 本部長は、開示の申出に係る公文書の開示決定等をするに当たり、条例第15条第2項及び第3項の規定に準じ、期限の延長をしようとするときは、それぞれその旨を書面により開示申出者に通知するものとする。

5 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、県、国、他の地方公共団体及び開示申出者以外のもの（以下この項において「第三者」という。）に対し、書面により反対の意向がないことを確認しなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が条例第10条第1号ロ、同条第2号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を条例第12条の規定により開示しようとするとき。

6 本部長は、開示申出に係る公文書が他の実施機関において開示等の手続を行うことが適当と認めるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に事案を移送するものとする。

7 本部長は、事案を他の実施機関に移送したときは、書面によりその旨を開示申出者に通知するものとする。

8 開示申出者は、条例第18条第5項の規定に準じ、開示を受けた公文書について、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合において、開示申出者は、書面により本部長に申し出なければならない。

第12条 第9条及び第10条の規定は、開示申出者に対する開示について準用する。この場合において、第9条中「開示請求者」とあるのは「開示申出者」と、「条例第14条第1項」とあるのは「第11条第2項」と、第10条中「条例第14条第1項」とあるのは「第11条第2項」と読み替えるも

のとする。

(様式)

第13条 次の各号に掲げる書面の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第8条第1項の書面 公文書開示請求書 (様式第1号)
- (2) 条例第14条第1項に規定する公文書の全部の開示を決定した場合の書面 公文書開示決定通知書 (様式第2号)
- (3) 条例第14条第1項に規定する公文書の一部の開示を決定した場合の書面 公文書部分開示決定通知書 (様式第3号)
- (4) 条例第14条第2項の書面 公文書不開示決定通知書 (様式第4号)
- (5) 条例第15条第2項の書面 公文書開示決定等期間延長通知書 (様式第5号)
- (6) 条例第15条第3項の書面 公文書開示決定等期間特例延長通知書 (様式第6号)
- (7) 条例第16条第1項の書面 公文書開示請求事案移送通知書 (様式第7号)
- (8) 第4条第1項の書面 公文書開示に係る意見照会書 (様式第8号)
- (9) 条例第17条第2項の書面 公文書開示決定等に係る意見照会書 (様式第9号)
- (10) 条例第17条第3項の書面 公文書開示決定に係る通知書 (様式第10号)
- (11) 第7条第1項の書面 公文書開示実施方法申出書 (様式第11号)
- (12) 第8条の書面 公文書再開示申出書 (様式第12号)
- (13) 第9条第3項の書面 公文書開示日時変更通知書 (様式第13号)
- (14) 第11条第1項の書面 公文書開示申出書 (様式第14号)
- (15) 第11条第2項の書面 公文書開示申出に対する通知書 (様式第15号)
- (16) 第11条第3項の書面 申出に係る公文書開示実施方法申出書 (様式第16号)
- (17) 第11条第4項の書面 申出に係る公文書開示決定等期間延長通知書 (様式第17号)
- (18) 第11条第4項の書面 申出に係る公文書開示決定等期間特例延長通知書 (様式第18号)
- (19) 第11条第5項の書面 公文書開示申出に係る意見照会書 (様式第19号)
- (20) 第11条第7項の書面 公文書開示申出事案移送通知書 (様式第20号)
- (21) 第11条第8項の書面 申出に係る公文書再開示申出書 (様式第21号)
- (22) 第12条において準用する第9条第3項の書面 申出に係る公文書開示日時変更通知書 (様式第22号)

附 則

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月30日警察本部訓令第19号)

この訓令は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 （平成17年4月1日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月28日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年4月1日警察本部訓令第13号）

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正前の埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令に定める様式に係る用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 （平成20年9月26日警察本部訓令第25号）

1 この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令及び埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令に定める様式に基づき作成されている用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則 （平成28年3月29日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年1月25日警察本部訓令第3号）

この訓令は、令和4年2月1日から施行する。

公文書開示請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県警察本部長

住所又は主たる事務所の所在地
〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

埼玉県情報公開条例第 7 条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

<p>開示請求する公文書の名称又は内容 〔できるだけ具体的に記載してください。〕</p>	
<p>埼玉県情報公開条例第 7 条に規定する公文書の開示を請求することができるものの区分 〔該当する番号を一つ〇で囲み、()内に必要な事項を記載してください。〕</p>	<p>1 県内に住所を有する者 2 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 〔事業所等の名称 所在地〕 3 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 〔勤務先の名称 所在地〕 4 県内に所在する学校に在学する者 〔学校の名称 所在地〕 5 上記 1 から 4 までに掲げるもののほか、公文書の開示を必要とする相当の理由を有する個人又は法人その他の団体 〔理由〕</p>

注 次の欄の記載は任意です。

<p>求める開示の実施の方法 〔開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内にレ印を付してください。〕</p>	<p>1 文書又は図画の場合 □閲覧 □写しの交付 (□送付を希望) 2 電磁的記録の場合 □用紙に出力したものの閲覧 □用紙に出力したものの交付 (□送付を希望) □専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 □電磁的記録媒体に複製したものの交付 (□送付を希望)</p>
---	---

注 以下の欄は、記入しないでください。

<p>担 当 所 属</p>	<p>電話番号</p>
<p>備 考</p>	

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に開示請求のあった公文書については、埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することとしたので通知します。

開示する 公文書の名称	
開示の日時	
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法等	
担当所属	電話番号
備考	

- 注 1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。
2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当所属まで連絡してください。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

公文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に開示請求のあった公文書については、埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することとしたので通知します。

開示する公文書の名称	
開示の日時	
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法等	
開示しない情報及びその理由	
担当所属	電話番号
備考	

- 注 1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。
2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当所属まで連絡してください。

教 示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

公文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に開示請求のあった公文書については、埼玉県情報公開条例第14条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示しない 公文書の名称	
開示しない理由	
担 当 所 属	電話番号
備 考	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第13条関係）

公文書開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に請求のあった公文書の開示については、埼玉県情報公開条例第15条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示又は不開示の決定を延長する公文書の名称又は内容	
延長前の期間	年 月 日 () から (日間) 年 月 日 () まで
延長後の期間	年 月 日 () から (日間) 年 月 日 () まで
延長する理由	
担当所属	電話番号
備考	

様式第6号（第13条関係）

公文書開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に請求のあった公文書の開示については、埼玉県情報公開条例第15条第3項の規定により、開示請求があった日から起算して60日以内に当該公文書の相当の部分について開示決定等を行い、残りの公文書については相当期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

なお、当該公文書の相当の部分についての開示決定等及び残りの公文書についての開示決定等を行ったときは、それぞれ通知します。

開示又は不開示の決定を延長する公文書の名称又は内容	
埼玉県情報公開条例第15条第3項を適用する理由	
当該公文書の相当の部分について開示決定等を行う期限	年 月 日 ()
残りの公文書について開示決定等を行う期限	年 月 日 ()
担 当 所 属	電話番号
備 考	

様式第7号（第13条関係）

公文書開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に請求のあった公文書の開示については、埼玉県情報公開条例第16条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、公文書の開示決定等は、事案の移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る公文書の名称又は内容		
事案の移送を受けた実施機関	名 称	
	担当課所	電話番号
移 送 を し た 日		年 月 日
移 送 の 理 由		
担 当 所 属		電話番号
備 考		

様式第8号 (第13条関係)

公文書開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

埼玉県情報公開条例第7条の規定に基づき、次のとおり に関する情報が記録された公文書について開示請求があったので、同条例第17条第1項の規定により通知します。

つきましては、本件開示請求に係る公文書の開示について御意見があれば、別紙「公文書開示に係る意見書」により 年 月 日までに回答してください。

開示請求に係る 公文書の名称	
記録されている に関する 情報の内容	
開示請求があった日	
意見書の提出先 (担当所属)	電話番号
備 考	

別紙

公文書開示に係る意見書

年 月 日

(あて先)

埼玉県警察本部長

住所又は主たる事務所の所在地
〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で照会のあった件について、次のとおり
回答します。

開示請求に係る 公文書の名称		
開示決定に対する 反対の意思の有無	有	無
意見 〔 開示決定に 反対する 理由 〕		

公文書開示決定等に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

埼玉県情報公開条例第7条の規定に基づき、次のとおり に関する情報が記録された公文書について開示請求があったので、同条例第17条第2項の規定により通知します。

つきましては、本件開示請求に係る公文書の開示決定等について御意見があれば、別紙「公文書開示決定等に係る意見書」により 年 月 日までに回答してください。

開示請求に係る 公文書の名称	
記録されている に関する 情報の内容	
開示請求があった日	
埼玉県情報公開 条例第17条第2項 第1号又は第2号 の規定の適用の 区分及び当該規定 を適用する理由	
意見書の提出先 (担当所属)	電話番号
備 考	

別紙

公文書開示決定等に係る意見書

年 月 日

(あて先)

埼玉県警察本部長

住所又は主たる事務所の所在地
〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で照会のあった件について、次のとおり
回答します。

開示請求に係る 公文書の名称		
開示決定に対する 反対の意思の有無	有	無
意見 〔 開示決定に 反対する 理由 〕		

公文書開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

先に照会しました に関する情報が記録された公文書について、埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しましたので、同条例第17条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る 公文書の名称	
記録されている に関する 情報の内容	
開示決定した理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当 所 属	電話番号
備 考	

公文書開示実施方法申出書

年 月 日

(あて先)
埼玉県警察本部長

住所又は主たる事務所の所在地
〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のありました開示決定について、
埼玉県情報公開条例第18条第3項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等を申し出
ます。

求める開示の 実施の方法 〔公文書開示決定通知書 等に記載された「求め ることができる開示の 実施の方法等」から選 択し、その内容を記入 してください。〕	
埼玉県情報公開条例 第14条第1項の規定に よる開示決定通知書 を受領した日	年 月 日
開示の実施 を希望する日 〔開示の実施の方法の 変更により開示を実施 する日の変更が必要で ある場合は、記入して ください。〕	年 月 日

注 この申出書は、公文書開示決定通知書又は公文書部分開示決定通知書を受領した日か
ら30日以内に提出してください。ただし、公文書開示決定通知書又は公文書部分開示決定通知書
に記載された実施する開示の実施の方法と異なるものを求めるものでないときは、申し出る必要は
ありません。

様式第 12 号 (第 13 条関係)

公 文 書 再 開 示 申 出 書

年 月 日

(あて先)

埼玉県警察本部長

住所又は主たる事務所の所在地

〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で開示決定通知のありました公文書について、埼玉県情報公開条例第 18 条第 5 項の規定により、次のとおり更に開示を受けることを申し出ます。

最初に開示を受けた日	年 月 日
更なる開示を申し出る 公文書の名称	
希望する開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
求める開示の 実施の方法	

公文書開示日時変更通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に申出のありました公文書の開示の日時変更については、埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令第9条第3項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

開示の日時を変更する公文書の名称	
変更前の開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
変更後の開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
担当所属	電話番号
備考	

公文書開示申出書

年 月 日

（あて先）
埼玉県警察本部長

住所又は主たる事務所の所在地
〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

埼玉県情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を申し出ます。

開示を申し出る公文書の名称又は内容 〔できるだけ具体的に 記載してください。〕	
希望する開示の実施の方法 〔希望する□内にレ印 を付してください。 複数選択可〕	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し又は用紙に出力したものの交付（□送付を希望） <input type="checkbox"/> 聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付（□送付を希望）

注 以下の欄には記入しないでください。

担 当 所 属	電話番号
備 考	

公文書開示申出に対する通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に開示の申出のあった公文書については、次のとおり、
開 示 す る
その一部を開示する こととしたので通知します。
開 示 し な い

開示する 公文書	名 称	
	希望する ことができる 開示の実施 の 方 法	
	開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
	開示の場所	
開示しない 公文書	名 称	
	開示しない 理 由	
担当所属	電話番号	
備 考		

注1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。

2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当所属まで連絡してください。

申出に係る公文書開示実施方法申出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県警察本部長

住所又は主たる事務所の所在地

〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のありました開示決定について、
埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令第 11 条第 3 項の規定により、次のと
おり開示の実施の方法等を申し出ます。

希望する開示の 実施の方法 (公文書開示申出に対 する通知書の「希望す ることができる開示の 実施の方法」から選択 し、その内容を記入し てください。)	
公文書開示申出に対す る通知書を受領した日	年 月 日

注 この申出書は、公文書開示申出に対する通知書を受領した日から 30 日以内に提出して
下さい。ただし、開示申出書の「希望する開示の実施の方法」欄で選択した開示の実施の
方法に変更がないときは、申し出る必要はありません。

様式第17号（第13条関係）

申出に係る公文書開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に申出のあった公文書の開示については、埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令第11条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示又は不開示の決定を延長する公文書の名称又は内容	
延長前の期間	年 月 日（ ）から （ 日間） 年 月 日（ ）まで
延長後の期間	年 月 日（ ）から （ 日間） 年 月 日（ ）まで
延長する理由	
担 当 所 属	電話番号
備 考	

様式第18号（第13条関係）

申出に係る公文書開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に申出のあった公文書の開示については、埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令第11条第4項の規定により、開示申出があった日から起算して60日以内に当該公文書の相当の部分について開示決定等を行い、残りの公文書については相当期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

なお、当該公文書の相当の部分についての開示決定等及び残りの公文書についての開示決定等を行ったときは、それぞれ通知します。

開示又は不開示の決定を延長する公文書の名称又は内容	
埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令第11条第4項を適用する理由	
当該公文書の相当の部分について開示決定等を行う期限	年 月 日 ()
残りの公文書について開示決定等を行う期限	年 月 日 ()
担 当 所 属	電話番号
備 考	

公文書開示申出に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

埼玉県情報公開条例第 21 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり に関する情報が記録された公文書について開示申出があったので、埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令第 11 条第 5 項の規定により通知します。

つきましては、本件開示申出に係る公文書の開示決定等について御意見があれば、別紙「公文書開示決定等に係る意見書」により 年 月 日までに回答してください。

開示請求に係る 公文書の名称	
記録されている に関する 情報の内容	
開示申出があった日	
埼玉県警察本部長が 行う公文書の開示等 に関する訓令第 11 条第 5 項第 1 号又は 第 2 号の規定の適用 の 区分及び当該規定 を適用する理由	
意見書の提出先 (担当所属)	電話番号
備 考	

別紙

公文書開示決定等に係る意見書

年 月 日

(あて先)

埼玉県警察本部長

住所又は主たる事務所の所在地
〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で照会のあった件について、次のとおり
回答します。

開示請求に係る 公文書の名称		
開示決定に対する 反対の意思の有無	有	無
意見 〔 開示決定に 反対する 理由 〕		

様式第20号（第13条関係）

公文書開示申出事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に申出のあった公文書の開示については、埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令第11条第6号の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、公文書の開示決定等は、事案の移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る公文書の名称又は内容		
事案の移送を受けた実施機関	名 称	
	担当課所	電話番号
移 送 を し た 日		年 月 日
移 送 の 理 由		
担 当 所 属		電話番号
備 考		

申出に係る公文書再開示申出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県警察本部長

住所又は主たる事務所の所在地
〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で開示の通知のありました公文書について、埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令第 11 条第 8 項の規定により、次のとおり更に開示を受けることを申し出ます。

最初に開示を受けた日	年 月 日
更なる開示を申し出る 公文書の名称	
希望する開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
希望する開示の 実施の方法	

申出に係る公文書開示日時変更通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

年 月 日に申出のありました公文書の開示の日時変更については、埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令第9条第3項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

開示の日時を変更する公文書の名称	
変更前の開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
変更後の開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
担当所属	電話番号
備考	